

日吉津村議会災害対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、日吉津村が大規模災害に遭った場合に備え、日吉津村議会（以下「議会」という。）や、日吉津村議会議員（以下「議員」という。）が果たすべき行動、役割などについて定めるものである。

2 基本方針

大規模災害などが発生した場合の議会、議員の基本的な活動指針については、日吉津村議会基本条例第6条に、日頃からの危機管理体制の整備、発災の際の議員の活動方針、議長による議員の招集権限などについて定めている。

よって、この活動指針に沿って議会、議員の対応について、平常時から復旧、復興時までを時系列的に定めることとした。

3 議会（議員）の大規模災害対応のスキーム

平 常 時	<ul style="list-style-type: none">○事前防災及び防災訓練への積極的取り組み○地域防災計画の不断の検証○防災、減災のための県、国への要望
発 災 直 後	<ul style="list-style-type: none">○議長及び副議長の非常参集○日吉津村議会災害対策本部（以下、「議会对策本部」という）の設置○議員による地域情報の収集と報告（救援空白地域の確認、救援活動の要否など。）○自治会災害対応の支援（要配慮者への対応の確認など。）
初 動 期	<ul style="list-style-type: none">○日吉津村災害対策本部（以下、「災害対策本部」という）との連携と情報の共有○議会としての一元的な情報提供○避難所の運営に関する後方支援○避難所以外の被災者の後方支援○村民相談受理
復 旧 ・ 復 興 期	<ul style="list-style-type: none">○議会機能の早期回復○復旧、復興の支援（復旧・復興計画などへの関与）○県や国などへの復旧・復興に関する要望（政治的折衝）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">○議会災害対策特別委員会（以下「災害対策特別委員会」という。）の設置○一連の対応に関する検証と記録（今後の災害への備えや災害応急対策の参考とするため。）

4 議長・議員の行動基準（議会閉会中を基本とする。）

(1) 発災直後

- ア 議員は自身と家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する等の必要な措置を講ずる。
- イ 議長は、必要により議会对策本部を設置し、対策本部長となる。
- ウ 議長及び副議長は、議会对策本部に参集し、災害対策本部長と必要な情報を共有する。
- エ 議員は、議長（通じない場合は、副議長とする。）に対し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。

(2) 初動期

- ア 議員は、議長の指示があるまでは、地域の一員として村民の安全確保、避難所運営に関する後方支援、被害状況、避難所等の情報収集を行い、議会对策本部に報告する。
- イ 議員は、避難所等の運営に関する後方支援や要配慮者の避難支援、被災地での復旧活動等の被災者支援に積極的に協力する。
- ウ 議員は、被災者及び村民に対する相談及び助言等を行うとともに応急対応の要望等の情報を収集し議会对策本部に報告する。
- エ 上記の行動は、議員自身と家族の安全が確保できることを前提とする。

(3) 復旧、復興期

- ア 議長は、必要に応じて議員を招集し、災害対策特別委員会を設置し、議会としての対応を協議する。
- イ 議長は、各議員から報告のあった案件を災害対策特別委員会で整理し、必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 議長は、議会機能を早期に回復し、議会として復旧、復興に取り組む。
- エ 議会は、必要に応じて国、県、関係団体への要望、陳情、提言活動等を行う。

5 会議開催中に災害が発生した場合

- ア 議長（委員長）は、災害の状況に応じて「休憩」「休会」の宣言を行うとともに、安全な場所への避難又は待機を指示する。
- イ 事務局職員は、傍聴者の避難誘導などの安全対策を行う。
- ウ 議長（委員長）は、災害、被害状況の把握に努めるとともに、当面の対応について指示する。

6 議長不在時の代行順位

議長が不在の場合の代行順位は次のとおりとする。

- ① 副議長
- ② 議会運営委員長

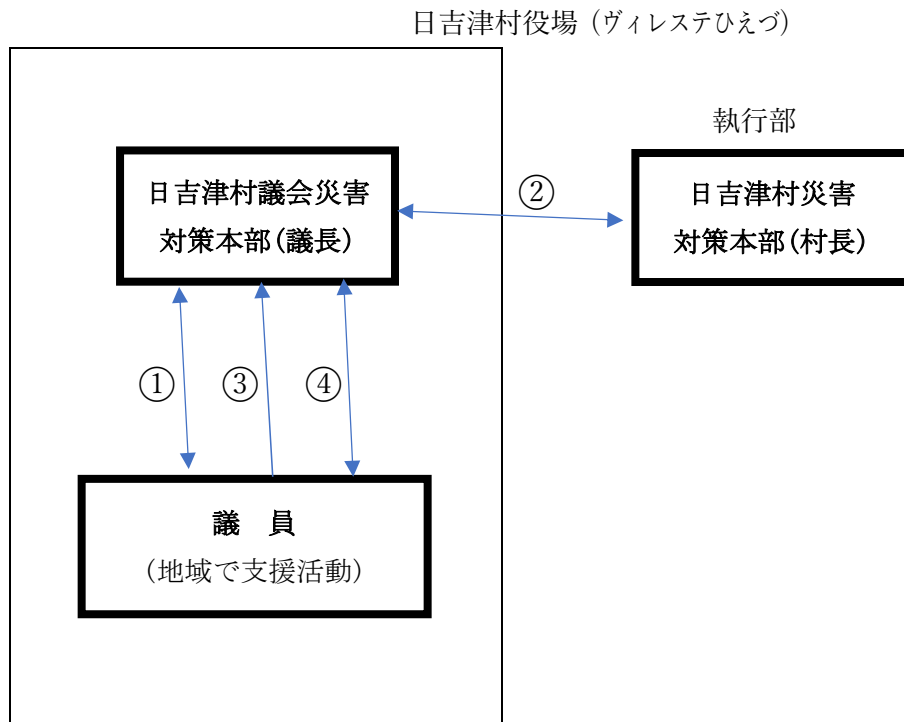
7 その他

- (1) 村の防災訓練には、可能な限り参加する。また、訓練結果を整理し、このマニュアルの改善等に活かしていく。
- (2) このマニュアルは、議会災害対策本部の設置を原則とするが、設置に至らない場合においても、議長からの指示又は自らが判断した場合には準用する。
- (3) 議員は、災害対策状況、被災状況等を確認する場合は、議会対策本部長を通じて行う。
- (4) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附則

このマニュアルは、令和2年9月25日から施行する

(日吉津村災害対策本部が設置された場合)



- ① 議員は、議長へ安否情報等を連絡するとともに、連絡体制を確立する。
- ② 議会は、議会災害対策本部を設置し日吉津村災害対策本部と必要な情報を共有する。
- ③ 議員は、議会災害対策本部へ被災状況、避難所情報等を報告する。
- ④ 議長は、必要に応じ議員を招集し議会の対応について協議する。

情報受理シート（議会用）

	情 報 受 理
受理日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
通 報 者	受 付 者
場 所	
内 容	
処理結果	